

貴重な一票 忘れずに！ 第25回参議院議員通常選挙

投票日 **7月21日(日)** 午前**7時**から午後**7時**まで

開票日 **7月21日(日)** 午後8時から 町スポーツセンター

公示日 **7月4日(木)**

【問い合わせ】
町選挙管理委員会 ☎ 72-1362

- 投票できる方
- 住所要件
7月3日(基準日)現在で、本町に引き続き3カ月以上住民登録されている方
- 年齢要件
平成13年7月22日までに生まれた方(令和元年7月21日現在で満18歳以上)
- 期日前投票・不在者投票
- 期日前投票
投票日当日に仕事、旅行などの理由で投票できない方は、期日前投票をすることが出来ます。
- 不在者投票
なお、期日前投票を行う日に、選挙権を有していない方(18歳未満の方は、期日前投票できません。この場合は、不在者投票をすることになりますので、町選挙管理委員会にお申し出ください。)
- 不在者投票
(病院など入院・入所中の方)
それぞれの病院や施設に申し出ること、不在者投票をすることが出来ます。
- (仕事や旅行で町外に滞在中の方)
町選挙管理委員会に不在者投票の請求手続きをして、郵便で投票用紙など

期日前投票・不在者投票の実施

- 期間
7月5日(金)～20日(土)
- 受付時間
午前8時半～午後8時
- 場所
町選挙管理委員会室
(役場庁舎1階)

※詳しくは、町選挙管理委員会にお問い合わせください。

- 投票所・入場券(はがき)
 - ・投票所入場券に記載されている指定投票所で投票
 - ・入場券は7月5日(金)発送予定
 - 決められた投票所へ
 - 町内には7カ所の投票所があります。入場券に投票所が記載されていますので、お間違えのないようお願いします。
 - 第1投票所
スポーツセンター
 - 第2投票所
総合福祉センター「しゃるる」
 - 第3投票所
カルチャープラザ
 - 第4投票所
雨煙別公民館
 - 第5投票所
農村環境改善センター
 - 第6投票所
南部公民館
 - 第7投票所
円山地域文化センター
- ※開票速報を町ホームページに掲載予定です。

議会の動き



令和元年第6回栗山町議会定例会で次の議案が審議されました。(6月18日招集)

議案

- ▼栗山町第6次総合計画の一部変更について
大豆低温貯蔵施設等整備事業の実施に伴う計画事業を追加するものです。
- ▼令和元年度栗山町一般会計補正予算(第2号)
歳入歳出予算に4億9136万5千円を追加し、総額をそれぞれ90億433万7千円とするもので、主な内容は、プレミアム付商品券事業費補助金や産地パワーアップ事業補助金等に係る補正です。
- ▼令和元年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算(第1号)
- ▼令和元年度栗山町一般会計補正予算(第1号)
歳入歳出予算に39万5千円を追加し、総額を13億9800万5千円とするもので、主な内容は、介護保険システムの改修に係る補正です。
- ▼令和元年度栗山町水道事業会計補正予算(第1号)
収益的収入及び支出の予定額において、収入74万円を追加し、総額3億6900万1千円とし、支出46万3千円を追加し総額3億7121万6千円とする補正です。
- ▼栗山町税条例の一部を改正する条例
地方税法等の一部を改正する法律による関係部分を条例改正するものです。
- ▼栗山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
地方税法等の一部を改正する法律において、低所得者に対する保険料の軽減措置の拡充及び課税限度額の引き上げが行われたことから、関係部分の条例を改正するものです。
- ▼栗山町家庭の保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令において関係部分の条例を改正するものです。
- ▼栗山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令において関係部分の条例を改正するものです。
- ▼栗山町介護保険条例の一部を改正する条例
10月の消費税増税に伴う介護保険料の軽減拡大により、本条例を改正するものです。
- ▼栗山町公営住宅条例の一部を改正する条例
どうい団地の地番を改め、日出団地を削除する

- ▼消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例
消費税及び地方税法の一部改正に伴い、関係する公共施設条例を改正するものです。
- ▼栗山町体育施設条例の一部を改正する条例
本条例については、総務教育常任委員会に付託されました。
- ▼財産の取得について
小中学校教室用パソコン等一式を更新するものです。
- ▼曙団地2号棟新築主体工事の請負契約について
契約金額1億3860万円
業者 松原産業株式会社
- ▼北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
ものです。
- ▼北海道市町村会議院公務災害補償等組合規約の変更について
ものです。
- ▼北海道市町村総合事務組合規約の変更について
以上3件は、一部事務組合の組織団体が解散脱退等を行ったことに伴い、当該組合規約を変更するものです。

報告

- ▼平成30年度栗山町一般会計繰越明許費繰越計算書について
道管南角田北部地区経営体育基盤整備事業ほか5事業について、年度内の執行ができなかったことから、今年度に繰り越すものです。

